

平成27年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

平成27年10月21日

10月21日（水）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について
日程第11 報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について
日程第12 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は40名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
8番	玉造和男	9番	宮増伸彦
10番	加瀬由美子	11番	林藤江
12番	宮崎正子	13番	高城博
14番	埴武久	15番	篠塚正悟
16番	浅野文男	17番	向後和夫
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子

25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晁	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	36番	本宮敏雄
37番	宮負厚美	38番	菱木重雄
39番	小倉新一	40番	多田晃一
41番	大須賀常政	43番	小林一男

1. 欠席委員3名、その氏名は下記のとおり

7番	石橋新一郎	18番	高木甚一
42番	三橋和男		

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本栄男	管理班長	椎名正志
農地班長	越川泰克	主査	伊藤健

開会 午後 2時59分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、40名です。

欠席委員は、7番 石橋新一郎委員、18番 高木甚一委員、42番 三橋和男委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成27年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、21番 林 弘委員、25番 大坂雅道委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号2番、譲受人が自作地に隣接している甥の農地を贈与により譲り受けるものであります。

整理番号3番 譲受人が自作地の隣接農地を取得して耕作利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、譲渡人は経営移譲年金を受給中で、経営移譲した長男が亡くなったため、長男の配偶者と使用貸借権を設定するものであります。

整理番号6番、譲受人が自作地の隣接農地を取得して耕作利便を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、農地を借り受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が親より贈与を受けるものであります。

整理番号9番、譲受人が祖父より使用貸借権の設定を受けるものであります。

整理番号10番、譲受人が以前より借地している農地を売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号11番、譲受人が新規に就農するため、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、11件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 副班長 坂本 弘委員。

2番坂本委員 それでは、去る、10月15日、水曜日午後1時30分より市役所3階301会議室におきまして、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は11件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

議案第1号について、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件をそれぞれ満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見ををお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、議席番号 9番 宮増委員。

9番宮増委員 整理番号1番並びに整理番号2番につきまして、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

整理番号1につきましては、譲受人が所有する宅地の隅にある土地改良法による換地処分を受けた申請地があります。これを売買にて譲り受け農業経営の規模拡大を図るものであります。今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

整理番号2番につきましては、現地調査を行いまして、譲渡人と譲受人は親戚関係であります。今まで貸していた申請地を合意解約後、譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地及び申請地の隣接農地である自作地を耕作しております。譲受後も良好な農地の維持管理が可能であります。許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、3番について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、4番について、14番 埴委員。

14番埴委員 それでは、整理番号4番について、調査を行った結果を説明いたしたいと思

ます。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため申請地を売買にて譲り受けるものであります。今後とも農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と思われま

ご審議のほど、よろしくお願

議 長 次に、5番について、19番 野平委員。

19番野平委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、農業後継者が死亡により譲渡人が経営移譲年金を受給するため、農業後継者の妻に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願

議 長 次に、6番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している申請地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願

議 長 次に、7番について、27番 飯森委員。

27番飯森委員 それでは、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、法人の構成員である譲渡人と農地の使用貸借権設定を行うものであります。

取得要件等を満たしており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願

議 長 次に、8番について、28番 高木委員。

28番高木委員 それでは、整理番号8番について、説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番について、29番 大堀委員。

29番大堀委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業後継者の譲受人へ使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後とも農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番について、31番 高木委員。

31番高木委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が借地を売買にて譲り受けるもので、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、11番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 整理番号11番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が新規就農のため、申請地を売買にて譲り受けるものであります。

申請地は譲受人が所有権移転請求権仮登記し保全管理しており、〇〇〇〇 〇〇〇〇氏の指導を受けながら農業経営を行う計画であり、取得要件等も満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第1号7番については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号7番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号7番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 あらためまして、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号7番を除く10件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号7番を除く10件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、○○○○の期間延長に伴う計画変更申請で、○○の搬出路用地であります。

なお、○○○○事業終了後には農地に復元する旨の誓約書を添付しており問題ないと判断します。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 副班長 坂本 弘委員。

2番坂本委員 議案第2号、事前審査会の結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の計画変更承認申請の案件は1件であります。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番については、実効性等問題ないとの意見でありましたので、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、33番 菅谷委員。

33番菅谷委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

平成16年から継続している〇〇〇〇事業で事業継続に伴う期間延長です。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、駐車場用地とのことです。

本案件は、既に〇〇の駐車場として長年にわたり使用しているもので始末書案件であります。

なお、農地区分は第1種農地例外規定の集落に接続して設置されるものに該当します。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 副班長 坂本 弘委員。

2番坂本委員 それでは、事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

審査結果について、報告をいたします。

整理番号1番を審査した結果、本案件は既に〇〇の駐車場として長年にわたり利用されており、また始末書の添付も出されていることから、一応問題ないとの意見でございました。

したがって、議案第4号については、農地法第4条の許可申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇号線を〇〇から〇〇〇方面に向かいまして、〇〇〇地先に入りますと最初の信号がございます。その最初の信号の右側に〇〇〇〇〇〇がございまして、その裏側がこの申請地でございます。

この申請は、始末書付きの案件であり、農地法認識が不十分のまま着工してしまったとのことでございます。

譲受人は〇〇で〇〇数が〇〇〇〇あり、〇〇または〇〇〇〇等の〇〇〇として確保するため、申請地を〇〇〇にしたとのことでございます。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者の同意もあり、この申請は農地法第4条第1項の許

可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。議案の概要を説明します。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、先ほどの議案第3号整理番号1番に関連する案件で駐車場用地の拡張であります。

なお、農地区分は第1種農地例外規定の集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号2番から4番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で、建売住宅用地及び道路用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地であり問題はないと判断します。

また、土地改良関係では、〇〇〇耕地整理組合の同意は得ております。

なお、一部の道路用地部分は事前着工により、始末書添付案件であります。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で、〇〇〇〇用地とのことです。

申請地は、第1種農地例外規定である申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、問題はないと判断します。

整理番号6番から9番は関連案件であります。

一時転用を伴う賃借権設定で、〇〇〇〇用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、他法令関係で〇〇〇〇法に基づく、〇〇〇〇協議については生涯学習課に申請しているとのことです。

整理番号10番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号11番から13番は関連案件であります。

一時転用を伴う賃借権設定で、小規模林地開発による太陽光発電施設工事に伴う進入路用地とのことです。

申請地は、農振農用地区域であります。工事終了後は農地に復元する旨の誓約書を添付しており問題はないと判断します。

なお、農振農用地に係る一時転用について、農政課に意見を求めたところ問題はないとの回答を得ております。

以上、13件で転用計画ベースでは6件であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 副班長 坂本 弘委員。

2番坂本委員 それでは、第4号議案について、事前審査会の審査結果について、ご報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は13件であります。

このうち、整理番号6番から9番については、現地調査を実施しました。

整理番号6番から9番は、関連案件であります。

〇〇〇〇にかかる農地の一時転用であります。隣接する耕作農地はなく農地への復元誓約書も添付されており実効性等問題がないとの意見でありました。

また、他の案件についても転用許可要件を満たしているものと考えられ許可相当の意見進達が妥当であると結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番から4番の4件について、3番 内山委員。

3番内山委員 整理番号1について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は議案第3号整理番号1との関連でございます。

申請地も先ほどの土地の続きでございます。

譲受人は先ほどの始末書付きの案件の駐車場では手狭なため、隣接する申請地を駐車場として拡張したいとのことです。

雨水は敷地内処理で、周辺農地所有者の同意もあり、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、整理番号2番から4番は関連案件でございますので、一括して現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地は、やはり〇〇〇〇線を小見川〇〇〇方面に下りますと、〇〇〇〇店、〇〇地先でございます。そこから直線距離で北側に約〇〇メートル位の場所でございます。

隣接地には〇〇の販売をしております〇〇〇〇でございます。

この申請は、始末書付きの案件でございます。農地法の知識もないまま進入路を着工してしまったとのことです。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、通勤に便利で居住環境の良い申請地で建売住宅と進入路を建築する計画でございます。

用水は水道、雨水は道路側溝へ排水し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後側溝へ放流するとのことです。土地改良区の同意もあり、隣接農地は譲渡人の所有で問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に、5番について、7番 石橋委員であります。本日欠席により、事務局より

意見書の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、代読させていただきます。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所の説明ですけれども、〇〇〇〇線旧道の〇〇地先、こちらから向かいまして右側に〇〇〇〇という〇〇がございます。そちらの〇〇〇〇を挟んで反対側の路地に入り南西へ約〇〇メートルの場所になります。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、叔父に当たる譲渡人から申請地を譲受け、資材置場とするものであります。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。とのことでございます。

議長 次に、6番から9番の4件について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号6番から9番は関連案件でありますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

現地は、香取市〇〇の〇〇〇〇という所がありまして、その先〇〇メートル先を右下に下りて行きます。そして、下りきった所を左へ行った所の左前方にあります。以前もここは〇〇〇〇の場所であったんですが、この申請地だけがちょうど真ん中あたりに取り残されているというような結果になっていたんです。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、現在高低差のある申請地を農地として使用できるようにする計画です。

採取後は陸稲を作付けする計画であり、農地復元誓約書の添付もあります。

隣接農地は譲渡人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、10番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 整理番号10について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇の方に向かった所にある〇〇〇〇になります。

この場所には、自宅と営業所と工場がありまして、そのすぐ後ろにある地続きの土地です。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、営業所に隣接する申請地に駐車場を設置する計画です。

雨水は敷地内浸透で、周辺に農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、11番から13番の3件について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 それでは、整理番号11から13は関連案件でありますので、一括して現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇道路を〇〇〇〇より北東方面に直線で〇〇メートル位の場所であります。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおり、太陽光発電施設の設置工事に伴い、隣接する申請地を進入路とする計画であります。

雨水は浸透池で処理し、隣接農地は譲渡人所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基

盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成 27 年 10 月 21 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

平成 27 年度第 7 次農用地利用集積計画 1 番から 35 番までの申請であります。

議案書の 16 ページから 29 ページでございます。

使用貸借権の設定、新規 2 件、田で 1,735 m²。

再設定が 1 件、畑で 4,062 m²であります。

次に、賃借権設定、新規 26 件、147,402 m²で、うち田が 128,931 m²、畑が 18,471 m²でございます。

再設定が 2 件、田で 16,554 m²であります。

次に、農地中間管理機構による賃借権設定の新規 4 件、21,775 m²で、うち田が 6,935 m²、畑が 14,840 m²であります。

以上、35 件の第 7 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

議案第 5 号 11 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 11 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議案第 5 号 11 番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く34件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く34件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の1件を除く34件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

賃借権の設定、新規4件21,775㎡で、うち田が6,935㎡、畑が14,840㎡であります。

以上、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり承認いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番から7番まで、農振除外の申請及び農振編入の申請でございます。

整理番号1番、太陽光発電用地とのことです。

申請地は第2種農地相当の生産性の低い農地と判断します。

整理番号2番、専用住宅用地とのことです。

申請地周辺は宅地化が進んでいる第3種農地相当で、生産性の低い農地と判断します。

整理番号3番、太陽光発電用地とのことです。

申請地は第2種農地相当の生産性の低い農地と判断します。

整理番号4番、申請地は、現在農業用施設〇〇〇〇に利用しておるため、農振農用地区域に編入するものでございます。

整理番号5番、太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は第2種農地相当の生産性の低い農地と判断します。

整理番号6番、植林用地とのことです。

申請地は第2種農地相当の生産性の低い農地と判断します。

なお、植林に伴う隣接耕作者の同意は得ております。

整理番号7番、専用住宅用地とのことです。

申請地は第2種農地相当の生産性の低い農地と判断します。

以上、7件の申請地は農用区域に編入するものと、第2種農地相当及び第3種農地相当と判断されるため、香取市農業振興地域整備計画の変更については特に問題ないものと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班 副班長 坂本 弘委員。

2番坂本委員 それでは、議案第7号 事前審査会の結果について報告いたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は7件であります。

このうち整理番号1番、3番、5番については現地調査を行いました。

それでは、調査結果を報告いたします。

現地調査をした結果、整理番号1番、3番、5番についての農振除外申請地は転用の見込みがあるかどうかを判断した結果、特に問題ないと認められました。

また、他の案件につきましても問題ないとの意見であり、農業振興地域整備計画の変更が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明願ひます。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、13番 高城委員。

13番高城委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

現状は、〇〇〇〇を〇〇方面に約〇〇メートル位行った左側です。

申請人は再生可能エネルギーで地球温暖化対策に貢献し、非常用電源機能を担うことで地域貢献するため、太陽光発電設備を設置する計画です。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理とのことです。

隣接土地所有者への説明もしてあり問題はないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、2番について、23番栗田委員。

23番栗田委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇線〇〇〇〇手前の〇〇〇〇を左折したところから〇〇〇方面に向かっておよそ〇〇メートルほどに位置しております。

周辺は住宅開発が進んでいる地域でもございます。

申請人は現在アパートで生活しており、妻の祖母の介護に都合がよい申請地に専用住宅を建築する計画です。

雨水は敷地内浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、水路へ放流とのことで、土地改良区の同意もございます。

周辺農地所有者からの同意もあり特に問題がないため、農振除外がなされた場合、その転用の見込みがあるかどうか、これを判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

まず、場所ですが〇〇〇〇が交差する〇〇〇〇がございます。その〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ〇〇メートル位行きまして左側路地に入ります。そして、約〇〇メートル位行った所でございます。

申請人はエネルギー問題に貢献し、災害時には地域住民に非常時電力の供給ができるようにするため太陽光発電設備を設置する計画です。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理とのことです。

周辺農地所有者からの同意もあり問題ないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いします。

議 長 次に、4番について、36番 本宮委員。

36番本宮委員 それでは、整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇を今度は南東方向に〇〇〇〇メートル位の場所であります。

申請人は〇〇を営む〇〇〇〇の〇〇であり、申請地の現況は農業用施設用地となっております。

隣接地も農振農用地となっており、農振編入がなされた場合、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、40番 多田委員。

40番多田委員 5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇線〇〇地区で〇〇〇〇入口を入れて行きまして、〇〇〇〇に〇があります。その手前を〇〇〇〇になっております。それを〇〇メートル位行った所の右側でございます。場所といっても〇〇〇〇という感じになっていきますよね。

申請人はエネルギー問題に貢献し、災害時には電力の供給ができるようにするため太陽光発電を設備するものであります。

汚水・雑排水はなく、雨水は敷地内処理とのことです。

周辺農地所有者からの同意もあり問題ないと思います。農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 次に、6番、7番の2件について、43番 小林委員。

43番小林委員 それでは、整理番号6番、7番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

最初に整理番号6番について、場所ですけれど〇〇〇〇より〇〇〇〇線を〇〇に向かい〇〇〇〇がございまして。この〇〇〇〇より〇〇メートル位手前、〇〇〇の〇〇〇と昔から言うんですけど、そこを左側に入りまして〇〇メートル位入った中で左側でございまして。

現在の所有者は高齢で畑作ができなくなっており、申請地の三方が森林のため、スギ、ヒノキの植林をして山林にする計画でございまして。

隣接農地所有者の同意もあり、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

次に、整理番号7番について、現地調査を行った結果を説明申し上げます。

場所でございますが、〇〇〇〇より〇〇〇〇線を行きまして〇〇〇〇がございまして。〇〇〇〇の先を右側に右折しますと〇〇地区になります。

申請人は現在アパートで生活しておりまして、将来両親を扶養するため、申請地に専用住宅を建築する計画でございまして。

雨水は敷地内浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのことです。

周辺農地所有者からの同意もあり問題がないため、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、特に問題はないとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、特に問題はないとすることに決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第5号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は12件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、21件であります。

報告第3号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 廃土処理(公共事業施行)事業届出について。下記のとおり廃土処理(公共事業施行)事業の届出があったので報告する。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、7件であります。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成27年10月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時56分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人